

ご安全にニュース

令和6年 春号

編集・発行 (株)安全サービスセンター

創刊1980年(昭和55年)年4回 春・夏・秋・冬

愛知県弥富市五斗山2-8-1

TEL 0567-52-3755

代表取締役社長 辻 太朗

①	安全文化・意識・組織・習慣 安全衛生教育2,000人の会社・200人の会社の体験
②	リーダー研修・新入社員研修のヒント 安・衛・法・規則の進化・マズローの人間の欲求
③	交通安全予防ニュース あおり運転10種類「私の安全行動宣言」活動
④	労災かくしは犯罪です「法令順守」 しない・させない・されない予防「行政指導」
⑤	安全衛生協議会の活動例 協議会・役員会のチームワークの成果！

令和6年
年間標語



ご安全に
安全が第一
健康が一番

安全文化

意識・組織・習慣

人の話を聴く習慣

話しする習慣

考える習慣



労働安全衛生法 安全衛生管理組織の概要

業種 規模(人)	林業 建設業 運送業 清掃業 (令2条一号の業種)	製造業 (物の加工業を含む) 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅうりょう業 各種商品小売業 家具・建具・小売業 燃料小売業 旅館業 自動車整備業 機械修理業 (令2条二号の業種)	その他の業種 (令2条二号の業種)
1000~	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者 (安衛法10条)</p> <p>↓ 指揮</p> <p>産業医 (安衛法13条) 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>↓ 指揮</p> <p>産業医 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>↓ 指揮</p> <p>産業医 衛生管理者</p>
300~999	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医 (安衛法13条) 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医 衛生管理者</p>
100~299	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医 衛生管理者</p>
50~99	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全管理者 (安衛法11条)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>衛生管理者</p>
10~49	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全衛生推進者 (安衛法12条の2)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全衛生推進者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>衛生推進者 (安衛法12条の2)</p>
1~9	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>	<p>事業者</p>

*規模の算定には、日雇労働者・パートタイマー・派遣労働者等を含めて常態として使用する労働者が含まれる。

社員2,000名 無災害達成の原動力！

自動車部品メーカーで、1年間 労災無災害を達成！

この会社は、社員研修、安全教育の計画を労働組合が企画を立案して、費用は会社が負担するシステムをとっている。

組合の委員長が語った無災害達成の原動力は

1番目に、社長が4工場に良く顔を出して作業者と会話したこと。

2番目は、2,000名の社員が「止める、呼ぶ、待つ」の指導の意味を理解して「止める」を実行してくれたこと。

この体験を語る委員長の表情は、晴ればれとした優しい管理者の姿でした。

トヨタ自動車と、トヨタグループ会社の工場には

「異常時の作業手順」として、「**止める、呼ぶ、待つ**」の安全看板が多く見られ、長年、指導、教育が続けられている。しかし現実には、作業者が「止める」ことを実行しない要因がいくつも有り、ラインを止めないで処置をしようとした為に起きる労災事故が、後を絶たないのが現実である。

私は4工場、階層別研修を3年間 応援しました。

班長、係長、工長、課長 それぞれの研修で参加した人達が明るく、楽しく参加している表情が、印象に残っています。

一般的に「4M管理」と云われる「**人と設備と環境と仕組み**」の中で、社長の行動は正に「人を動かす」ソフト面の指導が**作業者に行動改革を起こさせた原動力だと、共感しました。**

辻 宏夫

心に沁みる新入社員教育の5分間

『君たちの安全は私達と会社が全力で守ります。安心して働いてください。君たちも会社の仕組み 作業の安全ルールを学んで、安全な仕事をしてください。ご安全に。』

Y取締役が、5人の新入社員(15才)に語ったメッセージです。

社員200名の自動車部品メーカーで、毎年5～6名の中学校卒業生が九州から入社していました。

Y取締役は、元地元の中学校の教師です。

Y取締役のことは聴く15才の少年達の表情は、真剣に聴き入る態度とホッとしている安堵の表情と、うなづく姿が印象的でした。

この会社の新入社員教育のスケジュールは、午前中は部長、係長から座学の勉強、午後は現場で係長からマンツーマンで実技の指導を受けます。会社はプレス機械、シャーリング機械が多くある工場です。

会社役員は、九州のご両親と定期的に交流され、お預かりした息子達の無事と成長ぶりを報告していました。

この少年達と九州のご家族は、息子がこの会社に入社できたことを幸福に思ったことでしょう。



No. 3
管理・監督者・リーダー研修 (工事部・営業・設計・総務)

※ 人と現場と経営者をつなぐ役割。

※ テキスト「安全衛生責任者」

※ DVD教材

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 災害発生. その時 どうする監督者 | 35分 |
| ② 災害発生. 経営者. 支店長. 所長の責任 | 30分 |
| ③ より安全に. より会社らしく (5人の工務店の努力) | 18分 |
| ④ 安全協議会の意味と価値 (建設会社の事例) | 35分 |
| ⑤ KY(危険予知) RA(リスクアセスメント)の指導 | 26分 |

※ 法律の重点項目

1. 平成18年の改正 (重要項目) 11ポイント
労働安全衛生法の改正 (厚労省)
2. 建設業法の基準と応用 (国交省)
3. 民法の現状. 「安全配慮. 健康配慮」義務
労務管理 (36協定) 健康管理 (ストレスチェック制度)
裁判判決事例 (労災. 通災. 自殺. セクハラ. パワハラ事件)

※ 3つのルールと管理・監督・指導力の開発

1. 管理とは _____
2. 監督とは _____
3. 指導とは _____
4. カウンセリングとは _____
5. コーチングとは _____

※ 事件. 事故. 裁判判決 例

1. 部下の無免許運転 (営業社員が免停90日を隠して運転) 発覚
2. 熱中症になったことを黙って帰り. 自宅で倒れて病院へ
3. 安全帯を使用せず墜落死亡. 家族が損害賠償請求提出
4. 安全管理組織 (グリーンファイル) は 本社のコピー使用.
現地 (支店. 営業所. 現場事務所. 工場) に活動実績ナシ. ペーパー管理会社
5. 監督署に安全関係書類届出して終わり. 実活動ナシ. 安全大会のみ.

◎ 心に響いた安全標語

- 大きな手 小さな手 安全祈る妻子の手。 Y. Hさん (女性)
- 危険予知 考えることに 意味がある。 H. Kさん (40代. 管理職)
- 安全は みんなで行う 人生管理。 Nさん (30代. 監督)

※ 実技. 実習. テスト. クイズ. グループ討議. 研修の感想文. 感想交流。

No2
新入社員。雇入時 安全教育 (安全衛生法 第59条)
 (安全衛生規則第35条)

※ 18才 ~ 70才 (プロ1年生)

※ テキスト「職長. 安全衛生責任者」

※ DVD教材

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 職長とは? 職長の役割と責任 | 18分 |
| ② 送出し. 新規入場教育用. 事故予防動画 | 30分 |
| ③ なぜ落ちたのお父さん. 16才の娘さんの訴え | 17分 |
| ④ 追突. 交差点事故の記録 | 23分 |
| ⑤ 優良仕事人. 舞台の主演 2 | 30分 |

※ 法律の重点項目

1. 法律は労働者の安全と健康を守る為にある
労働基準法 (昭和22年制定)
労働安全衛生法 (昭和47年制定) 第1条 ~ 第123条
労働安全衛生規則 (昭和47年制定) 第1条 ~ 第678条
2. 道路交通法
3. 刑法. 民法

※ 3つのルールと安全活動の目的. 目標. 方法

1. 人間のルール _____ 約束を守る
2. ビジネスのルール _____ 信頼を守る
3. 国 (法律. 企業) ルール _____ 法律を守る

目的. 人命尊重 (安全教育) 法令順守 (安全配慮) 社会的責任 (経営理念)

目標. 無事故. 無災害. 健康職場. 安全管理組織仕組み. 活動計画作成 (P. D. C. A)

方法. 全員参加の原則. 自主. 自律. 自社基準. ライフワークバランス経営.

※ 事件. 事故. 例

1. うっかり起こした事故例 「ヒューマンエラー」の予防
2. 犯罪.
 - ・ お客様 (スーパー) の買い物カゴを盗んで 工具入れに使用した 55才の作業者
 - ・ 大麻を吸っていた作業員 35才逮捕
 - ・ 不法入国で仕事中墜落重傷の中国人 作業名簿に小林明.
 - ・ 資格証の偽造
 - ・ 所長の労災かくし3年後に内部通報. 書類送検

※ 実技. 実習. テスト. クイズ. グループ討議. 研修の感想文。

安全が第一

改正労働安全衛生法 平成18年4月1日、施行。

法人様
※
※
※

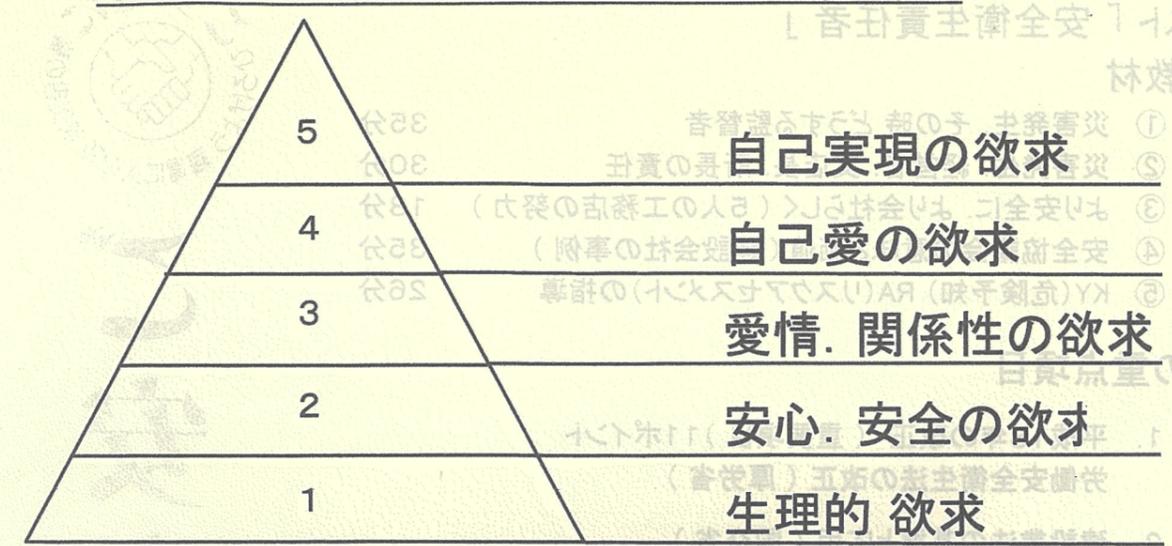
改正労働安全衛生法 11のポイント

- ① 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- ② 特殊健康診断結果の労働者への通知
- ③ 危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施
- ④ 認定事業者に対する計画届の免除
- ⑤ 安全管理者の資格要件の見直し
- ⑥ 安全衛生管理体制の強化
- ⑦ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- ⑧ 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- ⑨ 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- ⑩ 有害物ばく露作業報告の創設
- ⑪ 免許・技能講習制度の見直し

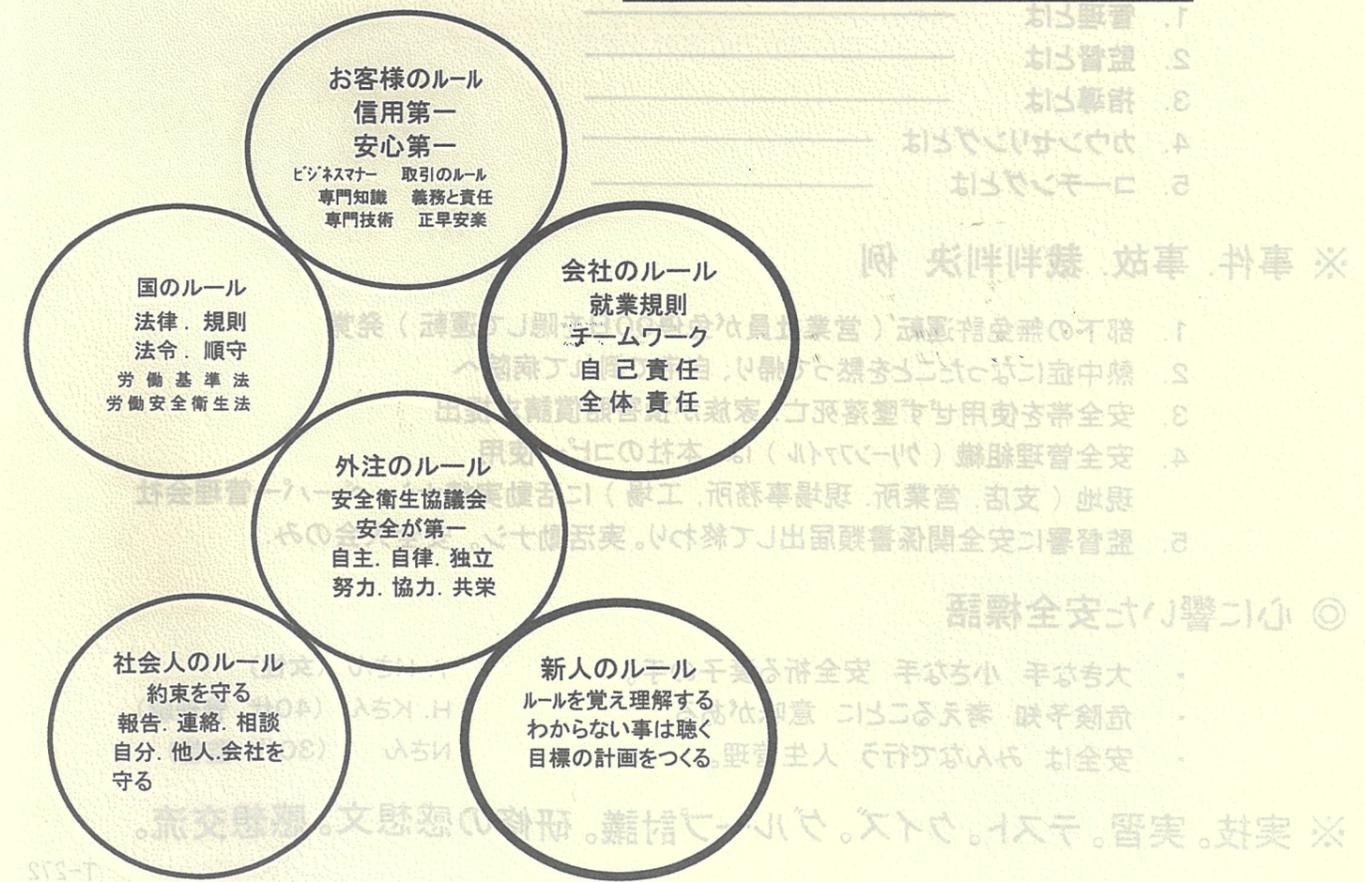
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

時代の变化
法律の变化
現場の变化
人間の進化

人間の5段階欲求 [アブラハム・マズロー 1908 ~ 1970 米国]



教える技術。覚える能力。行動する意識と知識。
義務と責任と権利。
P D C A を習慣にする。



改正道交法
令和2年6月30日
施行

厳罰です!

あおり運転 妨害運転

いわゆる「あおり運転」が妨害目的の運転として道路交通法に新たに規定。

他の車両等の通行を妨害する目的で車間距離を詰めるなど一定の違反行為をし、交通の危険を生じさせるおそれのある運転いわゆる「あおり運転」をすると…(道路交通法第117条の2の2第11号)妨害運転(交通の危険のおそれ)

3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点 25点

免許取消し!

(欠格期間2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

(妨害運転となる違反行為10類型の
詳細は裏面に掲載)



悪質・危険な妨害目的の運転に重い罰則!

いわゆる「あおり運転」をし、高速自動車国道や自動車専用道路で他の自動車を停止させるなど著しい交通の危険を生じさせると…(道路交通法第117条の2第6号)妨害運転(著しい交通の危険)

5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点 35点

免許取消し!

(欠格期間3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

※人身事故を起こした場合は免許の効力の仮停止処分の対象に

危険運転致死傷罪に問われるケースとして次の行為が追加

令和2年7月2日施行

※自動車運転死傷行為処罰法でいう「自動車」とは、道路交通法でいう「自動車(自動二輪を含む)および原付」を指します。

- 重大事故につながる速度で走行している車の通行を妨害する目的で、前に割り込むなどして停止したり接近する行為
- 高速自動車国道や自動車専用道路で、通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前で停止したり接近したりし、その自動車を停止・徐行させる行為をして人身事故を起こした場合、自動車運転死傷行為処罰法の「危険運転致死傷罪」に問われます。(人を死亡させた場合:1年以上の有期懲役(最高20年)/人を負傷させた場合:15年以下の懲役)

愛知県交通安全協会

他の車両等に対し、妨害する目的で次の違反行為をすると…
3年以下の懲役または50万円以下の罰金(法第117条の2第11号)
※法とは道路交通法

対向車線からの接近や逆走
法第17条(通行区分)第4項違反



ハイビームの執拗な継続
法第52条(車両等の灯火)第2項違反



不要な急ブレーキ
法第24条(急ブレーキの禁止)違反



不必要なクラクションの反復
法第54条(警音器の使用等)第2項違反



車間距離を詰めて異常接近
法第26条(車間距離の保持)違反



幅寄せや急な加減速
法第70条(安全運転の義務)違反



急な進路変更
法第26条の2(進路の変更の禁止)第2項違反



高速自動車国道の本線車道での低速走行
法第75条の4(最低速度)違反



左からの追い越しや無理な追い越し
法第28条(追越しの方法)第1項または第4項違反



高速自動車国道や自動車専用道路での駐停車
法第75条の8(停車及び駐車)第1項違反



これがあおり運転(妨害運転)だ!

「あおり運転」に遭遇したら、回避! 避難! 通報を!

- 挑発に乗ることなく、できるだけ道路の左端に寄るなどして相手を先に行かせましょう。
- 高速道路上であおられた場合は、サービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)に入り、車を止めましょう。
- 110番通報をして、車内で警察の到着を待ちましょう。
※ドアをロックし、車外に出ないようにしましょう。



あおられ防止や、事故・トラブルの際に証拠を残すため、ドライブレコーダーを設置して備えるのも効果的です。

「安全行動宣言」 A社の成功例

A社（社員 約30,000人）自動車部品メーカー
 5年前（平成25年）安全衛生部が発案、計画、実行。
 安全衛生部の熱意と本気度が社員に伝わり、
 3年目に労働災害件数50%減の効果。
 設備、現場環境のハード対策と連動して、
 人の意識、人の行動進化、ソフト対策が効果を得た。

※ 宣言文のヒント

具体的、わかりやすく

× 抽象的表現、精神論、あいまい

- 肯定文で表現（私は〇〇する）
- 行動内容を決める（具体的に）
- 自分で考え、自分の為に決定、実行する。

- （×の例）
- 私は〇〇しない
 - 私は安全速度を守ります
 - 私は事故は起こしません
 - 私は時間にゆとりを持ちます

ご安全に
 私は
 手すりを持って
 階段をおります

東レ・デュポン
 T課長

ご安全に
 私は
 ポケットに手を入れないで
 前を見て歩きます

A社
 安全環境部長

ご安全に
 私は
 ハザードランプをつけて
 バッグをします

辻
 宏夫

日 月 年	私の安全行動宣言	日 月 年	私の安全行動宣言
日 月 年	私の安全行動宣言	日 月 年	私の安全行動宣言
日 月 年	私の安全行動宣言	日 月 年	私の安全行動宣言
日 月 年	私の安全行動宣言	日 月 年	私の安全行動宣言
日 月 年	私の安全行動宣言	日 月 年	私の安全行動宣言
日 月 年	私の安全行動宣言	日 月 年	私の安全行動宣言

正しい保険で、安心治療。
労働災害の受診は労災保険で!!

厚生労働省



「労働かくし」は犯罪です。

「労働者死傷病報告」の提出が必要です。

労働基準監督署への事故報告の義務

労災かくしの予防と防衛

労災かくしをしない・させない・されない会社

(労働安全衛生法 第100条)

- ・ 労災かくしを強制された場合の対応 ……
 - ① 社長に相談します……
 - ② 弁護士(又は安全顧問)に相談します……
- ・ 自社内 下請けで労災かくしが発生した場合
 - ① 労働基準監督署に報告する <自主申告>
 - ② 業者(主犯者、共犯者)に罰則を課す
 - ③ 事件を公表し、再発防止の指導をする

事故報告

労災事故とは

労働者が仕事中に病気やケガをすること
(監督署が調査して認定する)

休業4日以上の場合

発生から14日以内に報告の義務。
「事故報告書提出。様式 社内様式」

※ポイント

医師の診断書と休業日数とは 直接関係しません。

休業1日～3日の場合

3ヶ月に1度、まとめて報告義務
(月 日 ~ 月 日は 月 日迄)

休業なし(不休災害)

報告の義務なし
(社内では報告、記録、保存の必要有)

通勤中の事故(人身災害)

労災保険とは

「労働者災害補償保険法」

- ※ 通勤経路とは「自宅と就労場所を通勤する経路」
- ※ 直行、直帰の場合も適用される範囲に入ります。
- ※ 単身赴任の適用範囲は広がりました。
- ◎ 通勤経路の事前届出制を行う会社が増えています。
(労務管理、安全配慮義務に活用)

「時効」

- ・ 労災補償費用の請求権は2年。
- ・ 労災かくしは 時効はナシ。「安衛法、第100条」

「労働災害発生で失うもの」

【被災者の損失】

1. 死亡、損害ともに本人が最も被害を被る。
 - ・ 肉体的な苦痛を受ける。
 - ・ 精神的なダメージを受ける。
2. 家族も被害者である
3. 休業により収入が減る。
4. 事業主に迷惑をかける。
5. 同僚、仲間達に迷惑をかける。

【事業主の損失】

1. 有能な人材を失う。取引先の信用低下。
2. 会社が信用を損なう。(企業のイメージダウン)……………
3. 企業の社会的責任が追求される。(CSR)
4. 法的な制裁を受ける。(法的責任※)
5. 注文者(元請を含む)に多大な迷惑をかける。
6. 営業的な損失を被る。(取引停止、指名停止)
7. 経済的な損失を被る。
 - (1) 被害者に対する療養、休養、傷害等の補償費 または 死亡災害における遺族補償費等
 - (2) 負傷或いは死亡した労働者に代わる新しい労働者の雇入れ 及び 教育訓練の費用
 - (3) 被害者の救急処置、事故現場の後片付け等の 利潤を生まない作業 に対する賃金
 - (4) 災害による設備等の 破損 及び 原材料のむだ
 - (5) 災害による作業の中断 及び 労働意欲の沈滞 と 生産低下による損失

※【法的責任】

- (1) 刑事責任:
 - ・ 刑法違反(刑法211条 業務上過失致傷、致死)高度の注意業務を怠った時 …… [5年以下の懲役または300万円以下の罰金]
 - ・ 安衛法違反(20~25条 事業者の危険防止措置義務) …… [6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金] [両罰規定]
- (2) 行政責任:
 - ・ 安衛法違反 …… 使用停止命令、是正勧告
 - ・ 建設業法違反 …… 指名停止、営業停止、許可の取消し
 - ・ その他 …… 各種許認可の取消し

→ 書類送検
- (3) 民事責任:
 - ・ 民法 415条 安全配慮義務違反
 - ・ 民法 709条、715条 注意義務違反
 - ・ 民法 717条 工作物瑕疵責任 (欠陥)

→ 損害賠償、遺族補償等の請求

労働基準監督署の役割 (監督、指導、懲罰)

災害発生時

1. 現場検証 …… 施行体系(図) 作業指示書、作業者名簿(資格等)
2. 調査、取調べ …… 労働安全衛生法(第1条~第123条)の違反の調査
労働安全衛生規則(第1条~第678条)の違反の調査
3. 口頭指導
文書指導
是正勧告
使用停止命令
特別安全管理指導書
書類送検
逮捕
4. 再発防止計画書の提出

必要とされる書類

- 作業安全指示書
- 機械点検記録
- 有資格者名簿
- 災害現場状況図
- 作業手順書
- 送付・新規入場者教育記録
- 作業員名簿
- 作業計画書
- KY記録、安全日誌
- 施工体系図
- 安全衛生協議会記録
- 労災保険関係成立届

警察署の役割

災害発生時

1. 現場検証 …… 労災、自殺、他殺、病気(私病)の判断
2. 調査、取調べ …… 刑法、安全衛生法、民法の確認
3. 「死亡の場合」…… 司法解剖

※ 役員、幹事会社の継続、改選、増員を計る

※ (株) K建設の例 (社員13名、年間工事高約15億円 協議会15年目)

K社

継続
 ・元請会社社長 協議会 会長
 ・協力会社社長 協議会 副会長
 ・協力会社役員 3社

※ **増員** ・幹事会社を加える 7社 (令和5年総会にて承認)

※ 新役員会 12名体制 (幹事会社を含む) がスタート
 (協力会社、総数約110社)

※ **安全衛生協議会活動の行動計画書**

- ① 現場安全巡視 (安全パトロール) の回数を増やす (現状年間1~2回)
- ② 役員、幹事会の懇親会を増やす (予算は協議会が負担する)
- ③ 役員、幹事の年間手当を新設する
- ④ 元請社員と協議会、役員、幹事会の研修会を開催する (年間2~4回)
- ⑤ 安全教育 (法定特別教育) の講習会を増やす (現状年1~2回)
- ⑥ 職長、安全衛生責任者、職長能力向上研修を2次、3次外注会社に広げる
- ⑦ 安全衛生協議会認定のマイスター (優良職長) 表彰を制度化する

安全衛生協議会

第2条 (目的) 本会は() 安全衛生協議会 と称す。
 本会は株式会社 (以下会社という) の協力会社が、会社と相提携し、労働基準法及び労働安全衛生法の精神に基づき、作業者の安全を確保し、よりよい労働環境を構築するために、相互の協力をはかることを目的とする。

第7条 (行事等) 安全衛生協議会 会則

本会の行事は次の通りとする。

- ① 労働安全講習会の開催
- ② 労働安全衛生の維持及び改善
- ③ 安全パトロールの実施
- ④ 安全大会の実施
- ⑤ 労災見舞金及び慶弔金を付則により支給
- ⑥ その他安全衛生に関する必要な業務に協力

種別	補償内容	給付金	
労災見舞金	死亡保険金	1,000万円	
	後遺障害保険金	40万~1,000万円	
	入院保険金日額	5,000円	
	通院保険金日額	3,000円	
	手術保険金	5万・10万・20万円	
	障害医療費用保険金	実際の病院支払金額 (100万円まで)	
	休業療養日額	5,000円	
	使用者賠償責任補償	1名1億円・1災害1億円	

社員90名 売上高130億
 協力会社350社 15045001 認証

(例) 毎月1度の安全巡視 (安パト) の価値

- 13時 集合 岐阜県 市 支店、会議室
 社員7~8名、協力会社3~4名
 車3台に分乗、現場は別々に診る
 1グループ2~3ヶ所まわる
- 16時 帰社 参加者全員 約15名程で安全巡視の感想、
 交流会 カイゼン等の交流を行う
- 17時 終了 安全衛生委員長メッセージ。安全研修終了

効果の継続

1. S社は社内すべての部署の社員が1年間安全衛生委員に任命され、安全巡視 (安パト) に参加するシステムが継続され、現場を診ることで会社の仕事をより理解できると参加社員に好評。
2. 協力会社の担当者との現場での会話の場が多くなり、コミュニケーションが深まり、安全意識とチームプレーがレベルアップする。
3. 安全巡視 (安パト) 後の1時間の全員ミーティングが参加者の学びの機会となり、社員の安全意識・知識の教育効果が生まれ、協力会社への指導に効果がある。
4. 現在、協力会社は約350社、安全大会は毎年6月1日に開催中。協力会の活動は躯体部会、設備部会、仕上げ部会の3部会長のリーダーシップで行われ、S社の現場代理人をサポートしている。
5. 協力会主催の法定安全研修の出席者が多い (2次、3次も出席) 職長、安全衛生責任者研修は毎年2~3回開催。フルハーネス研修は11回開催。参加者合計約400名 研修会費は協力会から1/2補助され、参加企業に好評。現場代理人、工事担任者の専門資格研修も継続的に行われている。

会員委主衛全安

会議対主衛全安

ご安全に



